

当組合の保険募集指針

相双信用組合

当組合は、生命保険募集および損害保険募集(以下「保険募集」という)にあたっては、保険業法・保険業法施行規則、その他法令を遵守するとともに、次の事項にもとづき適切な保険募集を行います。

なお、当組合が行う保険募集は、お客様と当組合とのお取引に影響を与えることはありません。

1. 募集する保険商品および引受保険会社

お客様に対して当組合が募集を行う生命保険契約および損害保険契約(以下保険契約という)の引受保険会社および保険商品につきましては、当組合ホームページもしくは支店窓口の商品パンフレットでご確認いただけます。

当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。

[保険契約に係るリスク]

- 1) 保険商品は預金等ではありません(預金保険制度の対象外です)。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- 2) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
- 3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります(詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください)。

2. 募集する保険商品に関する適切な情報提供

当組合が取扱う保険商品の中からお客様ご自身のご判断により商品を自由に選択いただけますよう「保険商品一覧表」を作成しています。

3. 保険募集に係る制限について

当組合が事業に必要な資金を融資している事業者、当該事業者の役員・従業員の皆様に対しては、法令等により、一部の保険商品の引受に制限があります。よって保険商品のご提案にあたりましては、お客様の勤務先等をお伺いする場合があります。

- A. 当組合が事業に必要な資金を融資している法人・その代表者および個人事業主に対しては、法令により、当組合は保険募集を行えません。
- B. 常時従事する従業員が20名以下であり、かつ当組合が事業に必要な資金を融資している法人・個人事業主の役員および従業員に対しては、法令により、当組合は保険募集を行えません。

当組合は、法令上の特例措置に基づき、以下の保険商品については、「当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当組合の組合員の方」「従業員数21名以上の当組合から事業性資金の融資を受けている法人等に勤務されているお客様」を保険契約者とする保険募集を行う場合には、以下の保険金等の額を限度としてお取り扱いさせていただきます。

※ 詳細は、該当商品の募集を行わせていただく際にご説明をさせていただきます。

1. 個人年金を除く生命保険商品
保険契約者一人あたりの保険金その他の給付金の額の合計について、1000万円を限度。
2. 傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)
保険契約者一人あたり、以下の各項目毎に定められた給付金額を限度
 - ①診断等給付金(一時金形式) … 1保険事故につき100万円
 - ②入院給付金 … 日額5千円、特定の疾病に係る保険は日額1万円
 - ③手術給付金 … 1手術につき20万円、特定の疾病に係る保険は40万円
 - ④診断等給付金(年金形式) … 月額換算5万円※ 「特定疾病」とは悪性新生物(がん)、心臓疾患、脳血管疾患のうち、少なくともいずれか1つ以上の疾病を含む10個を超えない範囲の疾病であって、保険約款に定めているものをいいます。

左記A、Bに該当する場合は、当組合は法令上の制限の課せられている保険商品の保険募集を行えません(当組合の組合員の方は除きます)。お客様のご希望により、当組合の提携代理店をご紹介します。

また、お客様が当組合に融資を申込まれている場合、審査期間中は、法令等により、一部の保険商品について保険募集を行うことができません。

4. 当組合の募集代理店としての販売責任について

当組合では、お客様への保険募集に際し各種法令等の遵守に努めておりますが、万一、保険業法、金融商品販売法または金融商品取引法等に基づく説明義務違反等によりお客様に損害が生じた場合には、保険代理店としての販売責任を負います。

なお、保険契約の中途解約や変額年金の運用利回りの低下による元本割れ、引受保険会社の経営破綻等の事由によりお客様に損害が生じた場合には当組合はこの損害をてん補しません。

5. お客様からのお問い合わせ(苦情・ご相談)窓口

当組合は、ご契約いただいた保険契約に関し、ご契約内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。

当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

◆ 保険募集に関する苦情・ご相談窓口
⇒ 相双信用組合 総務部
TEL 0244-36-5561
FAX 0244-36-7035
(平日9:00~17:00)

◆ 契約内容・各種お手続きに関する照会窓口
⇒ 相双信用組合 業務部
TEL 0244-36-5561
FAX 0244-36-7035
(平日9:00~17:00)

以上

当組合の取扱い保険商品一覧

当組合が取扱う保険商品および引受保険会社は次の通りとなります。

＜平成23年10月1日現在＞

保険種類	保険商品名	引受保険会社
火災保険	マイホーム総合保険	あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社
	家庭総合保険	あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社
	住宅総合保険	日本興亜損害保険株式会社
	すまいの総合保険 「フルハウス」	日本興亜損害保険株式会社
個人年金保険(定額)	&LIFE個人年金保険	三井住友海上あいおい生命 保険株式会社
医療保険	Newしんくみセルフガード	アクサ生命保険株式会社
	しんくみ新安心基準	アクサ生命保険株式会社

【上記保険商品に関して】

○保険契約を引き受けるのは保険会社であり、保険金・返戻金・給付金等の支払は当該保険会社が行います。

○引受保険会社が破綻した場合には、保険金・返戻金・給付金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が減額される可能性があります。

なお、保険会社が破綻した場合の各保険商品毎の取扱いにつきましては、ご契約手続時にお渡しする「ご契約のしおり」「重要事項説明書」をご確認下さい。

本 店 ㉞(0244)36-3185 FAX(0244)36-7232 原町 支店 ㉞(0244)24-1244 FAX(0244)24-2866
 新地 支店 ㉞(0244)62-4140 FAX(0244)62-4388 浪江 支店 ㉞(0240)34-2411 FAX(0240)34-5286
 相馬港支店 ㉞(0244)38-8540 FAX(0244)38-8549 大熊 支店 ㉞(0240)32-2161 FAX(0240)32-3185
 鹿島 支店 ㉞(0244)46-2260 FAX(0244)46-5783 富岡 支店 ㉞(0240)22-4030 FAX(0240)22-4356

資料のご請求、詳しいご説明をご希望のお客様は、お近くの支店窓口または
 当組合職員までお気軽にお問い合わせください。



豊かな暮らしづくりに奉仕する
相双信用組合